放課後児童クラブ延長保育の利用について

通常の保育時間の前後30分（前30分は学校休業日のみ）は延長保育時間となります。

利用方法等については，以下をご確認ください。

登録を希望される場合は，「延長保育利用事業申請書」を**利用開始月の前月末まで**に各児童クラブ又は生涯学習課へ提出してください。

【時間のイメージ図】

18：30：01秒から

7：59：59秒まで

19：00

7：30

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 延長保育時間 | 通常保育時間 | 延長保育時間 |

延長保育時間には延長保育負担金が発生します

【利用方法】

|  |
| --- |
| ●事前登録利用（月３日以上の利用予定がある方はこちらがおすすめです。） |
| 負担金　月額１,０００円　※登録期間中は，利用しなくても負担金がかかります。① 「延長保育事業利用申請書」を提出② **毎月の負担金と一緒に口座振替**③ 登録期間中に利用の予定がなくなったら，「延長保育事業利用変更（取消）届」を提出**※登録や登録の解除は，前月末までに提出してください。**申請書類は，児童クラブ，生涯学習課，市のホームページで取得できます。**申請日をさかのぼっての受付はできません。** |
| ●突発利用（申請なしでの利用） |
| 負担金　１日４００円　月限度額１,６００円（月に５日以上利用しても１,６００円）① １日で朝・夕の両方を利用しても４００円**※口座振替は利用月の次月末** |

＊延長保育時間中の送迎について（事前登録者，突発利用者共通）

|  |
| --- |
| ① 児童クラブの台帳に，児童氏名と送迎の時間を記入していただきます。② 各児童クラブに時計を設置してあります。児童クラブの時計で時間は記入します。③ 児童クラブの支援員に声をかけた時間を基準とします。【例】校門に入った時間は１８時２８分だが，児童クラブの支援員に声をかけた時間が１８時３２分だった場合は延長保育利用となり，負担金が発生します。 |

＊負担金の減免について

|  |
| --- |
| ① 生活保護世帯，母子・父子家庭で市民税非課税世帯で，減免の承認決定を受けた方は免除② 同一世帯の兄弟姉妹で２人以上入所している場合，２人目の児童は半額，３人目は免除【例】事前登録の場合　月額　兄５００円　弟１,０００円　　　突発利用の場合　１日　兄２００円　弟４００円突発利用で兄のみ利用の時は，兄のみの負担金（１日２００円）となります。 |

記入例

**利用開始月の前月末までに申請してください。（日付をさかのぼることはできません。）**

様式第１号（第４条関係）

令和7年３月２５日

石岡市教育委員会　宛

保護者　住所　石岡市柿岡５６８０－１

氏名　石　岡　太　郎

電話番号　０２９９－４３－１１１１

延長保育事業利用申請書

延長保育事業を利用したいので，石岡市学童保育事業規則第４条の規定により，次のと

おり申請します。

**一ヶ月のみ，夏休み月のみ等の登録も可能です。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 児童氏名 | 石岡　次郎 | 学年 | １　年　 |
| 児童クラブの名称 | 　　**○○○**　小児童クラブ |
| 利用期間 | 令和7年４月１日から　　令和8年３月３１日まで |
| 申請理由 | 【例】・出勤時間が朝早いため・残業でお迎えが間に合わない日があるため |

　※申請書は，児童一人につき一枚必要です。（兄弟姉妹で入所されている場合は，児童

ごとに提出してください。）